

諮問日：令和3年9月15日（令和3年度（情）諮問第20号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（情）答申第39号）

件名：京都地方裁判所における民事訴訟法341条について説明した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事訴訟法341条の「その性質に反しない限り」について説明した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、京都地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、京都地方裁判所長が令和3年5月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

法務省は、民事訴訟法341条の「その性質に反しない限り」について、「特則や他の法律の判決を除き」と解釈している。ところで、民事訴訟法341条の「その性質に反しない限り」と民事訴訟規則211条2項の「その性質に反しない限り」は同義と考えられるが、しかしながら、最高裁判所は、憲法77条1項及び民事訴訟法3条の規定に基づき、民事訴訟規則211条2項を定めているところ、法務省の解釈とは更に個別具体的に解釈をしているものと推認する。というのは、「特則や他の法律の判決」以外でも判決に関する規定を準用していない事例が見受けられるからである。したがって、法務省の解釈とは更に個別具体的に解釈を加えた文書が存在するはずであり、作成又は取得

していないということはありません。なお、民事訴訟法 341 条の「その性質に反しない限り」について「特則や他の法律の判決を除き」の有権解釈が存在する以上、個別に判断されるべきものではないことを言い添えておく。

第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、民事訴訟法 341 条の「その性質に反しない限り」の解釈について、法務省は「特則や他の法律の判決を除き」を意味するとの解釈を示しているところ、最高裁判所においても民事訴訟規則 211 条 2 項を定めていることなどから、法務省の解釈とは別に更に個別具体的に解釈した文書が存在するはずであり、当該文書を作成又は取得していないということはありません旨主張する。しかし、裁判所が再審の訴訟手続に際し、各審級における訴訟手続に関する規定をどのように準用するかについては、個々の訴訟手続の内容に関わるものとして、訴訟手続の内容ごとに具体的に検討する必要があり、裁判事務を行う裁判所において、個別に判断されるべきものである。したがって、司法行政事務に関して民事訴訟法 341 条の解釈に関する文書を作成又は取得する必要はない。実際に、原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、該当する司法行政文書は存在しなかった。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 9 月 15 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和 4 年 1 月 21 日 審議
- ④ 同年 2 月 18 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 民事訴訟法 341 条は、再審の訴訟手続に、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定が準用されることを定めた規定であり、裁判所が再審の訴訟手続に関し、各審級における訴訟手続に関する規定をどのよう

に準用するかについては、個々の訴訟手続ごとに個別に判断されるものと解される。したがって、再審の訴訟手続を行う場合に、同条の規定を適用するに当たっては、裁判機関としての裁判所において個別に判断されるべきものであるから、司法行政事務に関して同条の解釈に関する文書を作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、京都地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

- 2 以上のとおり、原判断については、京都地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子